

原義保存期間	5年(令和8年3月31日)
有効期間	一種(令和8年3月31日)

警視庁刑事部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第40号
警察庁丁備二発第96号
令和2年4月3日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

大規模災害発生時等における多数死体の計上方法等について（通達）

見出しの件については、「大規模災害発生時等における多数死体の計上方法等について」（平成26年7月24日付け警察庁丁捜一発第79号ほか）により運用してきたところであるが、旧通達の有効期間が満了したことに伴い、今後は本通達により運用することとしたので、各位にあっては、引き続き、遺漏のないようにされたい。

記

1 計上方法

- (1) 頭部がある死体を「頭部確認死体」、頭部がなく体幹部がある死体を「体幹部死体」、それ以外の部分死体を「その他の部分死体」に分類すること。
なお、体幹部とは、頭部、上肢及び下肢を除く、胸部から骨盤部までを構成する筋肉、骨格及び臓器のすべてを指す。
- (2) 発見された頭部の部位が、おおむね頭部全体の2分の1に満たないときは、「その他の部分死体」に分類すること。
- (3) 発見された体幹部の部位が、おおむね体幹部全体の2分の1に満たないときは、「その他の部分死体」に分類すること。
- (4) 「体幹部死体」及び「その他の部分死体」については、DNA型鑑定等による身元確認作業を終えた時点で、「体幹部死体」にあっては、「頭部発見」又は「頭部未発見」に、「その他の部分死体」にあっては、「頭部・体幹部発見」又は「頭部・体幹部未発見」にそれぞれ細分すること。
- (5) 上記(4)において、「体幹部死体」又は「その他の部分死体」からDNA型が検出されない等のために、「頭部確認死体」及び「体幹部死体」との身元の照合ができなかった場合は、「頭部未発見」又は「頭部・体幹部未発見」に分類すること。
- (6) 「体幹部死体（頭部未発見）」又は「その他の部分死体（頭部・体幹部未発見）」に計上した死体について、その後の調査により頭部又は体幹部が発見された場合は、「体幹部死体（頭部未発見）」又は「その他の部分死体（頭部・体幹部未発見）」として計上した死体数を減らし、「体幹部死体（頭部発見）」又は「その他の部分死体（頭部・体幹部発見）」の死体数を同数分増やすこと。

(7) 津波等の影響により、同一人の部分死体が複数の府県において発見された場合は、その者が被災した地（被災した地が不明の場合には死者の住所地）を管轄する都道府県警察の取扱分として計上すること。この場合、関係都道府県警察は、緊密に連携し、その取扱いに遺漏のないようにすること。

2 死者数についての考え方

「頭部確認死体」の収容死体数、「体幹部死体（頭部未発見のもの）」の収容死体数及び「その他の部分死体（頭部及び体幹部未発見のもの）」のうち身元が確認された者の数の合計を死者数とする。

3 警察庁への報告要領

今後発生する大規模災害等に係る多数死体取扱状況の警察庁への報告については、本通達の別記様式により行うこと。

別記様式

【都道府県名】

	収容死体数	死体調査等済数	身元確認済数	遺体引渡数	
				遺族へ	市町村へ
頭 部 確 認 死 体					
体 幹 部 死 体					
頭 部 発 見					
頭 部 未 発 見					
そ の 他 の 部 分 死 体					
頭 部 ・ 体 幹 部 発 見					
頭 部 ・ 体 幹 部 未 発 見			(名)		